

## 2023 年世界無線通信会議（WRC-23）に向けた我が国の考え方

### 議題 1.1 4 800-4 990 MHz 帯における IMT 局に対する電力束密度 (pfd) 制限値の見直し

#### <議題の概要>

本議題は、4 800-4 990 MHz 帯において、国内領域に位置する無線局から、国際空域及び水域に位置する航空移動業務及び海上移動業務の局を保護するための方法を検討し、脚注 5.441B の pfd 基準値（制限値）を見直すことである（IMT 局による電力束密度（pfd）が、沿岸国の海岸線から 20 km の地点で海拔 19 km までの間で $-155 \text{ dB(W/(m}^2 \cdot \text{1MHz))}$ を超えないこと）。

#### <我が国の考え方>

日本は 4 800-4 990 MHz 帯で運用される国際空域・水域に位置する航空・海上移動業務の局を保護しつつ、当該バンドでの IMT 利用促進を可能とする既存規則の見直しを支持する。

### 議題 1.2 3 300-3 400 MHz、3 600-3 800 MHz、6 425-7 025 MHz、7 025-7 125 MHz 及び 10.0-10.5 GHz 帯の IMT への特定の検討

#### <議題の概要>

本議題は、3 300-3 400 MHz（第一地域の脚注改訂及び第二地域）、3 600-3 800 MHz（第二地域）、6 425-7 025 MHz（第一地域）、7 025-7 125 MHz（全地域）及び 10.0-10.5 GHz 帯（第二地域）の IMT への特定を検討するものである。

#### <我が国の考え方>

##### ○ 7 025-7 125 MHz（全地域）

日本は、第三地域を含め全地域での検討対象となっている 7025-7125 MHz について、ITU-R の共用・両立性検討の結果を踏まえ、IMT と既存の一次業務の共用・両立には WRC の結果に基づいた各国における適切な条件の設定が必要と考える。

日本は、既存の一次業務の保護が確保され、追加の制約が課されず、かつ IMT が現実的な範囲で運用可能であることが担保されることを条件に、地上系 IMT への世界的な特定を可能とするメソッドを支持する。

##### ○ 3 300-3 400 MHz（第一地域の脚注改訂及び第二地域）

日本は、ITU-R の共用・両立性検討の結果を踏まえ、既存一次業務を適切に保護するメソッドを支持する。

##### ○ 3 600-3 800 MHz（第二地域）

日本は、当該周波数帯での IMT 利用を促進するため、ITU-R の共用・両立性検討の結果を踏まえ、既存の一次業務を保護しつつ、第二地域における 3 600-3 800 MHz 帯の IMT への特定を行うメソッドを支持する。

##### ○ 6 425-7 025 MHz（第一地域）

日本は、ITU-R の共用・両立性検討の結果を踏まえ、既存の一次業務の保護が確保され、追加の制約が課されず、かつ IMT が現実的な範囲で運用可能なことを条件に、規模の経済の恩恵を享受する観点において、第一地域における 6425-7025 MHz 帯の IMT への特定を可能とするメソッドを支持する。

## ○ 10.0-10.5 GHz 帯（第二地域）

日本は、ITU-R の共用・両立性検討の結果を踏まえ、既存一次業務を適切に保護するメソッドを支持する。

議題 1.3 第一地域における 3 600-3 800 MHz 帯の移動業務への一次分配の検討

## &lt;議題の概要&gt;

本議題は、第一地域で移動業務に二次分配されている 3 600-3 800 MHz 帯を、一次分配に格上げすることを検討するものである。

## &lt;我が国の考え方&gt;

日本は、移動業務に分配される周波数の世界的な調和のため、ITU-R の検討結果を踏まえ、既存の一次業務を適切に保護しつつ、第一地域において 3 600-3 800 MHz 帯での移動業務への一次分配を行うメソッドを支持する。

議題 1.4 2.7 GHz 未満の IMT 特定周波数帯における HIBS の使用

## &lt;議題の概要&gt;

本議題は、2.7 GHz 未満の周波数帯ですでに IMT に特定されている帯域（一部）の HIBS（IMT 基地局としての高高度プラットフォーム局）への特定を検討するものである。日本により提案された議題である。

## &lt;我が国の考え方&gt;

日本は、共用・両立性検討の結果を踏まえ、HIBS 以外の他の IMT 利用を含む既存一次業務、隣接業務を適切に保護することを前提に、現在の CPM テキスト案における各対象帯域に対応する以下のメソッド及び関連する適切な規制条件を支持する。

- Method A2 (694-960 MHz 又はその一部を HIBS に特定)
- Method B2 (1 710-1 885 MHz 又はその一部を HIBS に特定)
- Method C2 (1 885-1 980 MHz、2 010-2 025 MHz、2 110-2 170 MHz 又はその一部の HIBS の利用に係わる既存の条件を見直す)
- Method D2 (2 500-2 690 MHz 又はその一部を HIBS に特定)

なお、HIBS の第二次高調波帯域における電波天文業務を HIBS から保護するための規制条件については現在検討中である。

議題 1.5 第一地域における 470-960 MHz 帯の既存業務の周波数利用と周波数需要の見直しとこれに基づく規則条項の検討

## &lt;議題の概要&gt;

第一地域での 470-960 MHz 帯において、既存業務の周波数利用及び放送業務と移動業務（航空移動業務を除く）の周波数需要の見直しを行い、必要に応じて 470-694 MHz 帯における規則条項を検討するもの。

＜我が国の考え方＞

第一地域における 470-694 MHz の既存業務の周波数利用・需要動向に関する ITU-R の研究結果から、本周波数帯が放送業務で引き続き使用されることが第一地域の多くの国から望まれていると理解する。また、既存業務と移動業務との共用・両立性に関する ITU-R の研究結果は、検討の前提条件が異なっていることから導かれた結論に差異があるものの、大多数は放送業務と移動業務の共存が困難であることを示していると理解する。これらの研究結果を踏まえ、第一地域における規制条項の見直しが第三地域の既存業務（特に放送業務）に悪影響を及ぼさないよう、現状維持の Method A を支持する。

議題 1.6 準軌道飛行体（サブオービタル機）の導入促進のための規制条項の検討

＜議題の概要＞

サブオービタル機に搭載する局と地球/宇宙局との通信の周波数ニーズを検討するとともに、サブオービタル機に搭載する局を導入するための RR の改訂を検討し、その結果に基づき、WRC-23 会合以降の WRC 会合における追加の周波数分配の検討の必要性を特定するもの。

＜我が国の考え方＞

日本はサブオービタル機に搭載される局と地上/宇宙局との通信のための周波数ニーズと、決議 772 (WRC-19) にもとづく無線規則の適切な修正に関する ITU-R の検討の継続を支持する。今後、具体的な周波数の特定がなされた際には、既存業務の適切な保護がなされなければならない。

議題 1.7 117.975-137 MHz 帯における、地球から宇宙及び宇宙から地球の双方向への航空移動衛星業務 (AMS (R)S) への新規分配の検討

＜議題の概要＞

航空 VHF 通信について、関連する技術特性を特定し、当該周波数帯における新たな航空移動衛星システムと、同一・隣接周波数帯における既存業務との共用・両立性検討を実施するとともに、上記検討を踏まえ、航空移動衛星業務への潜在的な新規分配に係る、技術的及び規制面の勧告を検討するもの。

＜我が国の考え方＞

日本は Method B に従い、AMS (R)S (↑ ↓) に新規分配するための検討の継続を支持する。他方、衛星 VHF システムを導入するにあたっての周波数計画・調整手続きや、地上業務との調整手続きについて不明確な点が残っているため、既存の VHF 通信の運用への過大な影響がないよう留意する必要がある。

議題 1.8 無人航空機システムの制御及び非ペイロード通信による固定衛星業務の利用のための決議 155 (WRC-19 改) 及び RR 5.484B の見直しと適切な規制条項の検討

＜議題の概要＞

決議 155 に規定された Ku/Ka 帯の周波数帯における、無人航空機システム (UAS) の制御及び非ペイロード通信 (CNPC) による固定業務の利用のための技術・運用・規制面の検討を、

国際民間航空機関（ICAO）における議論の進捗も考慮しながら実施するもの。またその結果を踏まえ、決議 155 及び RR 5.484B の見直しを行うもの。

＜我が国の考え方＞

日本は、決議 171（WRC-19）に従い、議題 1.8 に関連して実施されている ITU-R における検討の継続を支持する。また、UAS CNPC の利用が想定される周波数帯域の同一／隣接帯域における既存の業務に影響を与えてはならない。

議題 1.9 航空移動業務（R）に分配された HF 帯における民間航空の人命保護のためのデジタル技術の導入とアナログシステムとの共存のための RR 付録 27 の見直しと規制条項の検討

＜議題の概要＞

2 850-22 000 kHz 帯の航空移動業務について、航空 HF 通信の近代化に伴い必要となる付録 27 の改訂事項や、新たなデジタル航空広域 HF システムの導入に係る移行手続きの必要性を特定し、導入に向けた勧告を策定するもの。また、関連する技術特性を特定し、必要な共用・両立性検討を実施するもの。

＜我が国の考え方＞

日本は、Method B に従い、2 850-22 000 kHz の AM(R)S 用の広帯域 HF 技術を導入するために必要な無線通信規則付録 27 の見直しを行うことを支持する。なお、RR 付録 27 の変更を行うにあたっては、現行の AM(R)S 短波システムを含む、同一もしくは隣接の周波数帯における一次業務への有害な干渉を防ぐ必要がある。また、異なる広帯域短波技術が存在することを踏まえ、技術の中立性を考慮し、新しいデジタル広帯域短波システムを認めるべきである。

議題 1.10 非人命保護用途の航空移動アプリケーションのための航空移動業務への新規分配のための検討

＜議題の概要＞

非人命保護用途の航空移動アプリケーションに対する周波数ニーズの調査をするもの。また、「航空移動業務は除く」制限を潜在的に削除・改訂することを目的に、22-22.21 GHz 帯における共用・両立性検討を実施するとともに、航空移動業務への新規分配を目的に、15.4-15.7GHz 帯における共用・両立性検討を実施するもの。

＜我が国の考え方＞

日本は、決議 430（WRC-19）に従い、非人命保護用途の航空移動アプリケーションの利用のための航空移動体サービスの新規割当に関する周波数ニーズ、無線通信サービスとの共存、規制措置に関する ITU-R における検討の継続を支持する。一方で、15.4-15.7GHz 帯については、同一帯域の既存業務（固定衛星業務（地球→宇宙）、航空無線航行業務、無線標定業務）及び隣接帯域の既存業務（電波天文業務や地球探査衛星業務（受動）、宇宙研究業務（受動）、無線標定業務）、22-22.21GHz 帯については、同一帯域の既存業務（固定業務、移動（航空移動を除く）業務）及び隣接帯域の既存業務（固定業務、移動（航空移動を除く）業務、放送業務、放送衛星業務、地球探査衛星業務（受動）、宇宙研究業務（受動）、電波天文業務）に有害な干渉を与えてはならない。

議題 1.11 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) 近代化及び e-navigation 実施のための規則条項の検討

<議題の概要>

決議 361 (WRC-19、改) による海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の近代化及び e-navigation 実施のための規制条項の検討であり、resolves 1 において GMDSS 近代化、resolves 2 において e-navigation の実施、resolves 3 として GMDSS 追加衛星システム (中国の BeiDou (北斗) 衛星システムを想定) 導入について検討を行うもの。

<我が国の考え方>

Issue A (resolves 1) について、我が国は、GMDSS 近代化のための MF/HF のための自動接続システム (ACS) と国際 NAVDAT システムの導入を支持する。我が国は、CPM テキスト案の単一メソッドである、Method A を支持する。

Issue B (resolves 2) について、我が国は、CPM テキスト案の単一メソッドである、無線通信規則第 5 条を改正しない Method B を支持する。

Issue C (resolves 3) について、GMDSS への追加 GSO 衛星システムの導入は、同一周波数帯及び隣接周波数帯の既存業務との共用及び両立性に関する研究結果により、既存業務の保護が保証されるよう検討されるべきである。

議題 1.12 45 MHz 帯衛星搭載レーダーサウンダーのための地球探査衛星業務 (能動) への新規二次分配のための検討の実施

<議題の概要>

45 MHz 周辺の周波数の範囲においてスペースボーンレーダーサウンダー用途に地球探査衛星業務 (EESS) (能動) への新規二次分配の可能性について、隣接帯域を含む既存業務の保護を考慮しつつ、検討するもの。

<我が国の考え方>

日本においては、40-50 MHz 帯は移動業務と無線標定業務に、50-54 MHz 帯はアマチュア業務に分配されており、これらの既存業務が適切に保護されるとともに、これらの既存業務への追加的な制約がない必要がある。これまでの研究が不十分であるため、日本は、ITU-R における研究の継続を支持する。

議題 1.13 14.8-15.35 GHz 帯に二次分配されている宇宙研究業務の一次分配への格上げの検討

<議題の概要>

14.8-15.35 GHz 帯に二次分配されている宇宙研究業務の一次分配への格上げを検討するもの。

<我が国の考え方>

日本は、以下の見解である。14.8-15.35 GHz 帯及び 15.35-15.4 GHz 帯の既存業務の保護及び現在の運用の継続の確保が必要である。これらが確保できない場合は、14.8-15.35 GHz 帯の宇宙研究業務への分配を二次業務から一次業務に格上げすることは適切ではない。これまでの ITU-R 研究に含まれるいくつかの共用検討の結果を考慮すれば、ITU-R 勧告 SA.1626-1 に基づく制限値は既存業務を保護しないため、CPM テキスト案に含まれる

当該勧告に基づく Method B は議題を満足しない。CPM テキスト案は適切に修正されるべきである。

議題 1.14 現代のリモートセンシング観測の要求に則った 231.5-252 GHz 帯における地球探査衛星業務(受動)に係る既存分配の見直しと新規分配の検討

<議題の概要>

231.5-252 GHz の周波数範囲における地球探査衛星業務(受動)について、より最新のリモートセンシング観測要求条件に対応するため、既存分配と可能性のある将来分配について、見直しと再分配を検討するもの。

<我が国の考え方>

日本においては、ITU-R の研究において最終的に地球探査衛星業務(受動)の分配の検討の対象となった、239.2-242.2 GHz 帯及びその隣接帯域は固定業務、移動業務、固定衛星業務(宇宙から地球)、無線標定業務、無線航行業務、無線航行衛星業務に、244.2-247.2 GHz 帯及びその隣接帯域は無線標定業務、電波天文業務、アマチュア業務、アマチュア衛星業務に分配されている。これらのうち、既存の能動業務に過度な制約を課すべきではない。既存業務との共用・両立性が確保されたと結論付けられたと言えないため、日本は、ITU-R における研究の継続を支持する。

議題 1.15 固定衛星業務の静止軌道宇宙局と通信する航空機及び船舶上の地球局による 12.75-13.25 GHz 帯(地球から宇宙)の利用の調和

<議題の概要>

固定衛星業務の静止軌道宇宙局と通信する航空機及び船舶上の地球局による 12.75-13.25 GHz 帯(地球から宇宙)の利用について調整するもの。

<我が国の考え方>

日本においては、12.75-13.25 GHz 帯は固定業務、移動業務、固定衛星業務(地球から宇宙)、宇宙研究業務(深宇宙)(宇宙から地球)に分配されており、これら既存業務の保護が必要である。船舶搭載地球局の共用条件についてまだ完了していないため、既存業務の保護を目的として、固定衛星業務の静止軌道宇宙局と通信する船舶搭載地球局の利用に関する ITU-R の研究の継続を支持する。

議題 1.16 非静止軌道における固定衛星業務の移動する地球局による 17.7-18.6GHz、18.8-19.3 GHz 及び 19.7-20.2 GHz (↓) 並びに 27.5-29.1 GHz 及び 29.5-30 GHz (↑) の使用のための研究及び技術・運用・規則面の手段の検討

<議題の概要>

非静止軌道における固定衛星業務の移動する地球局(ESIM: Earth station in motion)による 17.7-18.6 GHz、18.8-19.3 GHz 及び 19.7-20.2 GHz (宇宙から地球)並びに 27.5-29.1 GHz 及び 29.5-30 GHz (地球から宇宙)の使用のための研究及び技術・運用・規則面の手段について検討するもの。

＜我が国の考え方＞

日本は固定業務、移動業務、他の固定衛星業務システムにおける既存業務を保護しながら、それらの将来の利用に制限を課さないことを前提に Method B を支持する。

決議 169 (WRC-19) に関連して ITU-R で検討された航空 ESIM からの地表面上における pfd 制限値の適合性に関する BR による審査方法が WP 4A において合意されつつある。本審査方法は航空 ESIM からの送信電力を飛行高度により評価するものであり、また、pfd 制限値を超えるケースにおいて送信を制限する措置が考慮されていることから、同一周波数帯の地上業務の保護するために合理性のある解決方法であると考えられる。決議 169 は静止衛星と通信する ESIM である一方、議題 1.16 は非静止衛星と通信する ESIM を対象とする違いはあるものの、本審査方法は宇宙局の軌道に大きく依存しないことから、同様の pfd 制限値をもって地上業務の保護を検討している議題 1.16 が対象とする航空 ESIM にも本審査方法を適用するべきである。

干渉管理に関する責任は ESIM が通信する NGSO FSS システムの通告主管庁であることを前提に、受容できない干渉が発生した際の解決方法について明確にする必要がある。

議題 1.17 衛星間業務追加分配を考慮した、特定帯域における衛星間リンクに対する規則条項のための適切な制度対応の決定と実施

＜議題の概要＞

固定衛星通信業務の衛星間通信を可能にするために規制措置と必要に応じた静止衛星・非静止衛星間の通信への新規周波数分配を検討するもの。

＜我が国の考え方＞

11.7 - 12.2 GHz 帯における第三地域の放送衛星業務を保護し、その将来の利用にいかなる追加の制約も課されないようにするために、日本は、第三地域では、本周波数帯において、衛星間リンク用の分配を支持しない (NOC、RR からの変更なし)。加えて、第二地域における衛星間リンク用の分配に対し、第三地域の地表面上における pfd 値を  $-147\text{dB(W/(m}^2 \cdot 27\text{MHz))}$  に制限することを支持する。さらに日本は、決議 773 (WRC-19) に基づく 11.7-12.7 GHz 帯、18.1-18.6 GHz 帯、18.8-20.2 GHz 帯及び 27.5-30 GHz 帯における、衛星間通信の利用に関する共用・両立性検討と、技術条件や規則要件に関する ITU-R の検討を支持し、そのような利用においては、これら周波数帯とその隣接周波数帯に分配されている一次業務は確実に保護されるべきであると考え。日本は、本議題において作成される規則上の技術条件や要件は、27.5-29.5 GHz の周波数帯で運用される地上業務に許容できない干渉を与えてはならないと考える。

議題 1.18 狭帯域移動衛星システムの発展のための移動衛星業務の周波数需要及び新規分配の検討

＜議題の概要＞

狭帯域移動衛星システムの発展のための移動衛星業務の周波数需要及び新規分配について検討するもの。

＜我が国の考え方＞

日本は、本議題が第一地域と第二地域の課題であることに留意しつつも、第三地域の同一周波数帯と隣接周波数帯における、IMT システムを含む一次業務を保護する必要がある。

るとの見解である。ITU-R において必要な共用・両立性検討がなされなかったため、日本は、本議題における移動衛星業務の新規分配を支持しない。

#### 議題 1.19 第二地域における 17.3-17.7 GHz 帯の宇宙から地球方向の固定衛星業務への新規一次分配の検討

##### <議題の概要>

第二地域における 17.3-17.7 GHz 帯の宇宙から地球方向の固定衛星業務への新規一次分配について検討するもの。

##### <我が国の考え方>

日本においては、17.3-17.7 GHz 帯は放送衛星業務のフィードリンクに割当てられているが、隣接周波数帯を含み、これらの既存業務の保護が必要である。第三地域の放送衛星業務のフィードリンクが保護されなければ、固定衛星業務の新規一次分配を支持しない。

#### 議題 2 RR に参照による引用をされた ITU-R 勧告の参照の現行化

##### <議題の概要>

RR において義務規定として参照・引用されている ITU-R 勧告が WRC-19 以降に改訂された場合、改訂された ITU-R 勧告について RR における参照・引用の更新を行うか否かを検討するもの。参照・引用の更新をしない場合、改訂前の勧告が引き続き引用される。また、RR が ITU-R 勧告を引用している場合において、義務的なものとして引用しているか否か不明確な場合について、明確化に努めるもの。

##### <我が国の考え方>

日本は、RR に記載される ITU-R 勧告の参照について、決議 27 (WRC-19、改) に基づき見直すことを支持する。

#### 議題 4 決議・勧告の見直し

##### <議題の概要>

過去の世界無線通信会議で策定された決議及び勧告について、改正、置換又は廃止の観点から見直すもの。他の議題で取り扱わない WRC 決議・勧告が対象。

##### <我が国の考え方>

日本は、本議題の検討対象となる WRC 決議及び勧告について、決議 95 (WRC-19、改) に基づき、見直すことを支持する。

#### 議題 7 衛星ネットワークに係る周波数割当のための事前公表手続、調整手続、通告手続及び登録手続の見直し

##### <議題の概要>

衛星網の国際調整手続の更なる簡素化、無線通信局における衛星網のファイリングの処

理にかかる事務処理の積滞解消及び無線通信局と主管庁のコスト削減を達成するため、衛星網にかかる調整及び通告の手続の見直しを行うもの。

＜我が国の考え方＞

本議題の検討対象となる衛星網の調整手続について、全権委員会議決議第 86（2002 年マラケシュ、改）に基づき、見直すことを支持する。

**Topic C** について、7/8 GHz および 20/30 GHz 帯で運用する GSO MSS 衛星網を NGSO 衛星システムから適切に保護することを支持する。現時点では、Method C2 の Option C2B 又は C2D を支持する。

**Topic F** について、BSS フィーダリンクにおいて、自国を外国衛星のサービスエリアから除外すること及びカバレッジエリアをサービスエリアに合わせることを規定する RR AP30A の改定を支持する。Method F4 を支持する。

**Topic H** について、暗黙の合意規定の改定は支持するが、EPM 劣化許容基準を 0.45dB から 0.25dB に低減することは反対する。Method H1B と H2A を支持する。

議題 8 脚注からの自国の国名の削除

＜議題の概要＞

RR の周波数分配表を簡素化するため、決議第 26（WRC-19、改）に従い、主管庁からの要請により、不要となった国別分配について脚注又は脚注中の国名を削除するもの。

＜我が国の考え方＞

日本は、他国の脚注からの自国名削除について、基本的には我が国の既存業務に対し影響はないことから支持する。

議題 9 無線通信局長の報告

議題 9.1 WRC-19 以降の無線通信部門の活動

課題 9.1(a) RR における宇宙天気センサの適切な認知及び保護に向けた研究の見直し

＜課題の概要＞

RR における宇宙天気センサの適切な認知及び保護に向けた宇宙天気センサの技術・運用特性、周波数要件、適切な無線業務の指定に関する研究の見直しを行うもの。

＜我が国の考え方＞

宇宙天気の観測は、通信・放送・測位等における安定した電波利用を始め、電力、航空、宇宙利用など幅広い領域で必要とされており、ICT 社会の発展においてその必要性はさらに高まっている。日本は、ITU-R での研究で作成された「宇宙天気」の定義例及び宇宙天気センサによる周波数使用を気象援助業務のサブセットに位置づけるとの考え方を支持する。日本は、同一周波数帯及び隣接周波数帯に分配されている既存業務へ追加的な悪影響を与えないことを条件に、宇宙天気センサ用の周波数の分配及び国際周波数登録原簿に関する通告・登録手続きを含め宇宙天気センサに関する事項を WRC-27 の議題とすることを支持する。

課題 9.1 b) 1 240-1 300 MHz 帯におけるアマチュア業務及びアマチュア衛星業務の分配の見直し

<課題の概要>

本議題は、1 240-1 300 MHz 帯に二次分配されているアマチュア業務（及びアマチュア衛星業務）について、分配を削除せずに、無線航行衛星業務（RNSS）（宇宙から地球）の局（受信機）を保護するための技術的及び運用上の検討を行うことである。欧州により提案された議題である。

<我が国の考え方>

日本は、準天頂衛星システムにおいて無線航行衛星業務（RNSS）（宇宙から地球）の局（受信機）が運用されていることから、ITU-R における 1240-1300 MHz 帯に二次分配されているアマチュア業務及びアマチュア衛星業務から無線航行衛星業務（RNSS）（宇宙から地球）の局（受信機）の保護を確保するための検討の継続を支持する。また、ITU-R における検討において状況次第で RNSS 受信機への干渉が発生するとの結果が示されていることを踏まえ、RNSS 受信機を保護するためのガイドラインを提供する ITU-R 勧告の作成を支持する。

課題 9.1 c) 固定業務に一次分配された周波数帯での固定ワイヤレスブロードバンドのための IMT システムの利用

<課題の概要>

開発途上国等の通信サービスが十分に提供されていない地域に、費用効率の高いブロードバンドサービスを提供することで、世界中の情報格差を解消することを目標とし、固定業務が一次分配されている周波数帯において、関連する ITU-R 研究、ハンドブック、勧告及び報告を考慮に入れつつ、固定ワイヤレスブロードバンドへの IMT システムの利用について必要な研究を行うもの。

<我が国の考え方>

WRC-23 議題 9.1 トピック c) に付随する決議 175 (WRC-19) の削除を除き、本議題に関連するいかなる無線通信規則の改正を支持しない。また、当該研究の結果として、既存の ITU-R 勧告、報告、ハンドブックの修正が必要である場合には、その修正検討を支持する。また、既存 ITU-R 文書の修正で本トピックの目的を達成できない場合においてのみ、新規の ITU-R 勧告、報告、ハンドブック策定の検討を支持する。

課題 9.1(d) 36-37 GHz 帯における NGSO 宇宙局からの EESS 保護

<課題の概要>

37.5-38 GHz 帯の非静止衛星システム宇宙局からの 36-37 GHz 帯地球探査衛星業務（受動）の保護について検討するもの。

<我が国の考え方>

ITU-R の研究結果を支持する。

### 議題9.2 RR 適用上の矛盾及び困難に応じた措置に関する検討

#### <議題の概要>

RR を実際に適用していく中で遭遇する、困難性を有する規定や相互に矛盾する規定について無線通信局長が報告にまとめ、WRC で検討、承認するもの。

#### <我が国の考え方>

現時点では特になし。

### 議題9.3 決議80 (WRC-07、改) の規定に応じた措置に関する検討

#### <議題の概要>

決議第 80 (静止衛星軌道やその他の衛星軌道及び周波数の合理的、公平、効果的かつ経済的な使用手続について研究することを規定) に基づき、ITU 憲章第 44 条及び RR 前文 0.3 に含まれる基本原則について、ITU-R で研究のうえ RRB において審議し、その進捗状況を毎回の WRC に報告、WRC で検討、承認するもの。

#### <我が国の考え方>

現時点では特になし。

### 議題 10 将来の世界無線通信会議の議題

#### <議題の概要>

次回世界無線通信会議の議題、次々回以降の世界無線通信会議の仮議題等を ITU 理事会へ提言するもの。

#### <我が国の考え方>

決議 812(WRC-19)に挙げられている WRC-27 暫定議題のうち、以下のとおりとすることが適当である。

- ・ 暫定議題 2.1:「ミリ波・サブミリ波イメージングシステムのため、231.5-275GHz 帯において、無線標定業務の一次業務での追加の周波数分配に関する検討、及び 275-700GHz 帯において、無線標定業務の新規周波数特定に関する検討」について、WRC-27 議題とする。
- ・ 暫定議題 2.6:「WRC-23 議題 9.1 で報告された ITU-R 研究を考慮に入れた宇宙天気センサの適切な認知と保護のための規制事項の検討」について、WRC-27 議題とする。
- ・ 暫定議題 2.10:「付録第 18 号における VHF 海上周波数の利用改善の検討」について、MF 帯及び HF 帯海上周波数も研究対象とした上で、WRC-27 議題とする。

その他、APG23-4 における WRC-27 の新議題に関する提案のうち、以下を WRC-27 議題とすることが適当である。

- ・ ワイヤレス電力伝送(WPT)に関する検討
- ・ 脚注 5.564A と 5.565 の見直しを含めた 275-300 GHz の周波数範囲内での移動業務、固定業務、電波天文業務、地球探査衛星業務(受動)への新たな一次分配及び周波数分配表の制定に関する検討
- ・ IMT 周波数特定に関する検討

RR 第 21.5 条

## &lt;議題の概要&gt;

RR 第 21.5 条で規定される電力制限値について、能動素子のアレイで構成されるアンテナ (AAS: Advanced Antenna Systems) を用いる 26 GHz 帯の IMT 局への適用可否等について検討を行い、無線通信局長に検討結果を報告するもの。

## &lt;我が国の考え方&gt;

日本は、無線通信規則 (RR) 第 21.5 条で規定される電力制限値の、能動素子のアレイで構成されるアンテナ (アクティブアンテナシステム) を用いる (26 GHz 帯の) IMT 局への適用可否及びこれらの IMT 局の通告に関する第 21.5 条の検証に関する ITU-R における進行中の検討を支持する。当該検討では、WRC-19 で IMT に特定された周波数のうち、24.25 - 27.5GHz の周波数への解決策を優先して検討することを支持する。第 21.5 条に規定されている空中線入力電力の値について、アクティブアンテナシステムを用いた IMT 無線局では、総輻射電力 (TRP) の値を用い、参照帯域幅として 200 MHz を採用するアプローチを支持する。

また、第 21.5 条に規定されている空中線入力電力の値を、IMT 無線局のアクティブアンテナシステムを構成する一つの送信機から空中線素子への入力電力と解釈することは、宇宙業務の宇宙局 (人工衛星局) の保護の観点からは不十分である。

さらに、ITU-R の検討において見解が大きく割れていることを踏まえ、アクティブアンテナシステムを用いた IMT 無線局の第 21.5 条に関わる通告の方法について、Rules of Procedure にて明確化する中間解を策定しつつ、必要に応じて、将来の WRC において本件の結論を得るための検討を行うことが適切である。

決議 427 RR の航空業務に関連する条項の更新

## &lt;議題の概要&gt;

RR の Volume I の第 4、5、6、8 章とこれらに関連する付録に限定し、ICAO SARPs と整合の取れていない古い条項の更新を検討するもの。WRC-23 議題には設定されておらず、WRC-23 に対して特定のアクションを求めるものとはなっていないが、関係する WP で検討を行い、無線通信局長に検討結果を直接報告するよう推奨されている。

## &lt;我が国の考え方&gt;

日本は、決議 427 (WRC-19) に従い、ICAO SARPs と整合の取れていない古い航空規定条項を特定するための無線規則の関連条文及び関連付録に関する ITU-R の研究、並びにこれらの規定を更新するための規制文書の作成を支持する。

決議 655 時系の定義及び無線通信システムを介した報時信号の配信

## &lt;議題の概要&gt;

決議 655 に基づき ITU-R で行われた、現行及び将来の標準時系並びに無線通信システムにより配信される報時信号の内容及び構成に係る研究状況に関する無線通信局長報告を審議するもの。

## &lt;我が国の考え方&gt;

第 27 回国際度量衡総会 (2022 年 11 月) (CGPM) において、協定世界時 (UTC) の使用

及び今後の展開に関する決議 4 が採択され、「UT1-UTC」の許容偏差の上限値を 2035 年までに引上げることが決定された。この決定により、一定の移行期間ののち、実質的に UTC のうるう秒調整が廃止され、連続時系に移行することとなった。

日本は、WRC-23 では、この CGPM の決定を受けて、決議 655 を改正するとともに ITU-R に勧告 TF. 460 の改訂を促すべきとの見解である。また、2035 年までのいつ実施するか具体的な時期については、今後、国際度量衡委員会 (CIPM) において ITU と協議しつつ検討されるが、一定の移行期間の後のできるかぎり早期の実施となるべきと考える。